



# 島根県報

平成17年3月29日(火)  
号外第36号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 規則

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

### 公布された条例等のあらまし

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第67号)

#### 1 規則の概要

- (1) 組織再編に伴い知的障害者更生相談所を心と体の相談センターに改めることとした。(第2条・第3条・様式第4号関係)
- (2) 隠岐支庁又は健康福祉センター所長への知的障害者居宅生活支援事業等に係る届出書の経由を廃止することとした。(第4条-第6条関係)

#### 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

## 規

## 則

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

### 島根県規則第67号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」を「心と体の相談センター(以下「相談センター」に改める。

第3条中「更生相談所」を「相談センター」に改める。

第4条から第6条までの規定中「隠岐支庁長又は健康福祉センター所長を経由して」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

検	相 談 判 定 記 録 票			
受付番号	年	月	日	相談別
ふりがな 氏名	.....		男 女	年 月 日 歳 月
現住所 (連絡方法)	電話 ( )		自宅 呼出 ( 方)	
教育歴				
職歴				
家 族 関 係	氏名	続柄	生年月日	その他
主 訴				

生 育 歴	遺伝関係、胎生期、出生時、乳幼児期、学校関係、疾病、外傷等
行 動 特 徴	基本的生活習慣、社会生活等
養 育 環 境	主な養育者、養育態度、環境の推移等

医 学 的 所 見																																	
心 理 学 的 所 見	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">IQ</td> <td style="padding-right: 10px;">MA</td> <td style="padding-right: 10px;">:</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">(</td> <td style="width: 30px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>CA</td> <td>:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">IQ</td> <td style="padding-right: 10px;">MA</td> <td style="padding-right: 10px;">:</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">(</td> <td style="width: 30px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>CA</td> <td>:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					IQ	MA	:		(		)		CA	:					IQ	MA	:		(		)		CA	:				
IQ	MA	:		(		)																											
	CA	:																															
IQ	MA	:		(		)																											
	CA	:																															
職 能 的 所 見																																	
社 会 的 評 価																																	
年 金 等	障害・基礎年金	特別障害者手当	福 祉 医 療	療 育 手 帳	身体障害者手帳																												
	1 級 2 級	有 無	有 無	A B	級																												



様式第3号中「所轄福祉事務所」を「更生援護の実施者(市町村名)」に改める。

様式第4号中「更生相談所長」を「心と体の相談センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。